

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 11 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2015 年 10 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

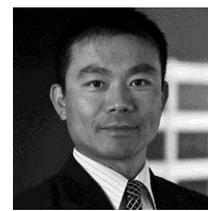
今月の主要トピック：

TPP が農業セクターに与える影響

2015 年 10 月 5 日に、環太平洋パートナーシップ (TPP) 交渉が参加国間において大筋合意に至りました。アジア太平洋地域における貿易・投資の促進を狙いとする TPP 協定においては、農産物に幅広く課せられている関税を削減することによって、農産物の輸出機会や農業の投資機会が拡大することも期待されています。例えば、43 億豪ドル超のオーストラリアの農産物輸出額に対する関税の撤廃などが見込まれ、その結果として、10 年以内にオーストラリアの農産物輸出額が 36 億 7000 万豪ドル増加すると言われています。影響を受ける主なオーストラリアの農産物としては、牛肉、羊肉 (ラム・マトン)、砂糖、米、乳製品、穀物、ワイン、羊毛・木綿、果実・野菜・種実類、水産物が挙げられます。

日本の民間企業がオーストラリアの会社、事業または商業用不動産を買収する際に、これらの価値が一定の基準値以上である場合、外国投資審議委員会 (Foreign Investment Review Board、「FIRB」) に対する事前届出と承認が必要であったところ、2015 年 2 月号のニュースレターでは、日豪経済連携協定 (EPA) の発効により、これらの基準値が 10 億 9400 万豪ドルに引き上げられ、規制が緩和されたということを紹介致しました。TPP の発効により、当該 EPA に関わらず、TPP 参加国の投資家による一般的な基準値が 10 億 9400 万豪ドルに引き上げられます。その一方で、農業ビジネスおよび農業用地の買収については、特別の厳しい基準が適用されることとなりますが、現在これを更に厳しくする法案が連邦議会に提出されています。

「当事務所の特長」ビデオ



iPhone アプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリをダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の
ソーシャルメディア公式アカウント



今後の手続きとしては、オーストラリア連邦議会による正式な批准手続きが必要となることに加え、例えば、牛肉・乳製品などの産業に係る輸出入規制など、関連する法規制を改正する必要もあり、今後の動向を注視する必要があります。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

その他の注目のトピック

TPP における投資保護および紛争解決

TPP 協定によって、オーストラリア投資家による TPP 参加国への投資保護が強化されるとともに、投資家・国家間紛争解決（ISDS）の仲裁手続きにより、オーストラリア投資家が TPP 参加国に直接保護を求めることができることとなります。特に、これまで協定による保護のなかった対カナダおよびブルネイについては、新たな投資家・国家間の投資保護になります。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

今月よりデータ保存義務規制がスタート

2015 年 10 月 13 日に 1979 年電気通信（傍受・アクセス）法（Telecommunications (Interception and Access) Act 1979）の改正法が施行されました。その結果、認可されたキャリア事業者、通信サービスプロバイダーおよびインターネットサービスプロバイダーは、データ保存実行計画の承認を受けない限り、提供する通信サービスに関するメタデータを 2 年間保存・保護しなければならないこととなりました。

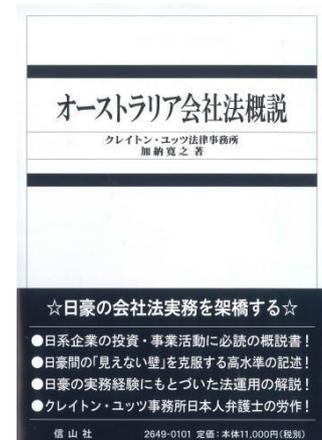
原文（英語）への[リンク](#)はこちら

知的財産法令の見直しの動向

生産性委員会（Productivity Commission）がオーストラリア知的財産法制の見直しのためのイシューペーパーを公開しました。オーストラリアにおいて知的財産法制により影響を受ける事業を行っている方々におかれましては、当該ペーパーに対するコメントを提出すべきか検討することが有用といえます。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

デジタルデータ形式の商品およびクロスボーダー取引に関する新たな GST ルール案

クロスボーダー取引の GST の取扱いに関する 2015 年税法改正法案 (Tax Laws Amendment (GST Treatment of Cross-border Transactions) Bill 2015) の 2 度目の公開草案が発表され、海外から販売されるデジタルデータなどの無形資産の商品やクロスボーダー取引に関する新たな GST ルール案が明らかにされました。

原文 (英語) への [リンク](#)はこちら

再生可能エネルギー ルールの改正は十分と言えるのか？

国内電力規則 (National Electricity Rules) の最近の改正によって、新規ネットワーク設立についての規制の不確実性が減少しましたが、他方で主要な再生可能エネルギー発電事業者からは、改正はまだ不十分であるとの声が上がっています。

原文 (英語) への [リンク](#)はこちら

労使裁定の「吸収条項」の削除

労使裁定 (modern awards) の 4 年毎の見直しの一環として、フェアワーク委員会は、労使裁定における「吸収条項 (absorption clause)」または「相殺条項 (offset clause)」と呼ばれる条項の削除を決定しました。これに伴い、雇用契約における報酬や勤務時間といった雇用条件のアレンジメントの見直しが必要になります。

原文 (英語) への [リンク](#)はこちら

ソーシャルメディアと職場におけるいじめ

フェアワーク委員会による最近の決定において、2009 年フェアワーク法の趣旨に照らして、Facebook で同僚を削除することがいじめに該当するものと報道されましたが、果たしてこれは正しいのでしょうか。

原文 (英語) への [リンク](#)はこちら

最近のセミナー（報告）

1. オーストラリア農業投資セミナー

2015年10月1日、東京の帝国ホテルにおいて、豪州クィーンズランド州アナスタシア・パラシェ首相の来日を記念して、農業投資セミナーが開催され、加納寛之弁護士が「豪州農業分野への投資の法的側面」と題する講演を行いました。日豪 EPA 締結に続き TPP が大筋合意に至るなど、日豪間の貿易環境が目まぐるしく変化する中で、先進国でありながら農業輸出大国でもあるオーストラリアの農業分野に対する投資の可能性について検討する動きが活発化しています。このような環境下、農業分野への投資に関する規制の枠組みが大きく変わろうとしていますが、この点に関する最新の動向等について議論しました。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

2. オーストラリア石炭投資促進セミナー

2015年10月7日、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）主催の標記セミナーが開催され、加納寛之弁護士が「最近の炭鉱権益取得案件の特徴と注意点 ～ 1ドルでの炭鉱取得に際して検討すべき重要事項」をテーマに講演を行いました。石炭市場の低迷に伴い、操業を停止したプロジェクト権益を安価で売買する案件が俄かに増加していますが、収益の上がらない既存の権益を売却してプロジェクトから完全撤退する方法や、将来有望な炭鉱権益を安価で取得する方法、そしてこれらの取引に関する重要な法律上の問題点等について議論しました。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

1. オーストラリア・ニュージーランド海洋開発最新動向とオーストラリアの海洋環境規制・近時の動向 （「石油・天然ガスレビュー」2015年5月 Vol.49 No.3）

標記巻頭記事の執筆に加納寛之弁護士が参加しました（共著）。オーストラリアにおける海洋環境保護法制の枠組みと最新改正動向を解説しています。「石油・天然ガスレビュー」2015年5月 Vol.49 No.3は、こちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

2. オーストラリアにおけるビジネス展開 (2014年度版)

オーストラリア貿易促進庁 (Austrade) のサポートを受けて弊所が作成した、2013年12月時点におけるオーストラリアのビジネス環境及び法律に関する一般的な情報を広く提供する冊子です。[弊所のウェブサイト](#)から無料でダウンロードすることができます。

3. オーストラリア会社法概説 (信山社 2014年8月)

日系企業の投資・事業活動の根幹として理解が必要となるオーストラリア会社法の内容を網羅し、日本法との比較も随所に織り込んでいます。日々の豪州ビジネスにも活用できるよう、実務面もカバーしています。

4. 「オーストラリアの投資規制の概況」

「豪州労働法制の現状と政権交代の影響」

「オーストラリアの環境法制の枠組みと最近の動向」

(ジュリスト 2014年4月号～6月号)

日本の法律雑誌として最も定評のある有斐閣出版の月刊ジュリストに掲載された連載記事。第一回では、日本からオーストラリアに進出する際の第一の関門となるオーストラリアの投資規制の概要とその近況について紹介しています。第二回では、オーストラリアの労働関係規制と最近の動向について、その中核をなすフェアワーク法という連邦法に触れつつ紹介しています。第三回では、オーストラリアの複雑かつ厳格な環境法制の枠組みと最近の動向について紹介しています。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之
直通電話：07-3292-7262
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
直通電話：07-3292-7571
メール：syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 鈴木正俊
直通電話：07-3292-7044
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 八郷智之
直通電話：02-9353-5722
メール：thachigo@claytonutz.com



ロークラーク 末永麻衣
(日本法弁護士・日本から出向中)
直通電話：07-3292-7019
メール：msuenaga@claytonutz.com



ロークラーク 樋口彰
(日本法弁護士・日本から出向中)
直通電話：07-3292-7991
メール：ahiguchi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
木内理恵子
直通電話：07-3292-7599
メール：rkiuchi@claytonutz.com

配信停止

プライバシー

連絡先

本メールには秘密事項が含まれています。誤送信により本メールを受領した場合には、本メールの削除をお願いいたします。